

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 平成23年税制改正

平成23年度税制改正法案は、民主党・自民党・公明党の3党が合意した項目について、国会で可決され、平成23年6月30日より公布・施行されました。今回の改正は、法人税率引き下げ、所得税・相続税の増税といった抜本的な改革が見送られ、小粒な改正という印象が強いです。以下その内容をご紹介します。(なお、国税についての主な改正事項の記載となっています。)

### 1. 所得税関係の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
所得税関係	年金所得者の確定申告不要制度	有利	公的年金の収入金額が400万円以下、かつ、その年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合は確定申告不要	なし	
	棚卸資産の評価方法の見直し	不利	切放し低価法を廃止	①洗替え低価法 ②切放し低価法	平成23年分以後の所得税
	還付申告書の提出時期	有利	申告書の提出義務がある者の還付申告書は、翌年1月1日より提出可能	翌年2月16日から提出可能	
	大口株主等の要件の見直し	不利	上場株式等の配当について、所有割合3%以上である大口株主は20%課税	上場株式等の配当について、所有割合5%以上である大口株主は20%課税	平成23年10月1日以後に支払いを受ける配当から
	先物取引に係る損失の繰越控除等の範囲	有利	左の①～③の対象外であった店頭FX、店頭先物などの店頭商品についても雑所得(源泉分離)や3年間の繰越控除が可能となった	①商品先物取引の決済 ②金融商品先物取引等の決済(くりつく365などのFX) ③上場カバードワラントの差金等決済	平成24年1月1日以後の先物取引の差金等決済から
	認定NPO法人に対する寄附金の税額控除の創設	有利	・認定NPO法人や一定の要件を満たす公益法人・社会福祉法人等に対する寄附金を支出した場合には、所得税額から一定の金額を控除できる。 ・税額控除額は以下のとおりとする(上記寄附金の額-2,000円)×40% ※ただし、その年の所得税額の25%を限度とする	なし	平成23年分以後の所得税
	バリアフリー工事をした場合の特別控除	不利	所得控除額=実際にかかったバリアフリー改修工事費用×10%(平成23年は20万円、平成24年は15万円が限度)	所得控除額=実際にかかったバリアフリー改修工事費用×10%(20万円が限度)	平成23年6月30日以後に改修工事に係る契約の締結から
	電子証明書等特別控除	不利	平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円	5,000円	平成23年分以後の所得税

### 2. 贈与税の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
贈与税	住宅取得資金等の贈与の特例の住宅取得資金の範囲	有利	住宅取得資金の贈与の範囲に以下の資金を追加 住宅の新築等に先行してその敷地にする土地の取得に係る資金の贈与	受贈者が自己の居住の用に供する一定の家屋を新築・取得・増改築等の対価に充てるための資金の贈与 (家屋の新築・取得・増改築等と同時に行うその家屋の敷地に供される土地・借地権等の取得も含む。)	平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得資金

### 3. 法人税関係の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期														
法人税関係	グループ法人税制における完全子会社の評価損	不利	完全支配関係のある子会社株式の評価損については、解散等の場合には、損金に算入しない。	完全支配関係のある子会社株式の評価損については、解散等の場合には、損金に算入される。	平成23年6月30日以後の評価換え等														
	グループ法人税制の中小企業特例の不適用範囲等	不利	複数の完全支配関係がある資本金5億円以上の大企業と完全支配関係にある法人は、以下の特例の適用はない ①中小法人の軽減税率 ②留保金課税制度の不適用措置 ③中小企業の貸倒引当金の法定繰入率 ④交際費等の損金不算入の定額控除制度 ⑤欠損金の繰戻還付制度	資本金5億円以上の大企業と完全支配関係のある法人は以下の特例の適用はない ①中小法人の軽減税率 ②留保金課税制度の不適用措置 ③中小企業の貸倒引当金の法定繰入率 ④交際費等の損金不算入の定額控除制度 ⑤欠損金の繰戻還付制度	平成23年4月1日以後開始事業年度														
	棚卸資産の評価方法の低価法	不利	切放し低価法を廃止	①洗替え低価法 ②切放し低価法															
	仮決算による中間申告の制限	不利	次の場合には、仮決算による中間申告書を提出できない ・前事業年度の法人税額×6/12が10万円以下 ・仮決算による中間申告額 > 前事業年度の法人税額×6/12	なし															
	雇用促進税額控除制度の創設	有利	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中小企業者等</th> <th>左以外の法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人</td> <td colspan="2">青色申告法人で、当期・前期において離職者がいないことにつき証明がされた法人</td> </tr> <tr> <td>適用要件</td> <td>・基準雇用者数が2人以上 ・基準雇用者割合が10%以上であることの証明がされ</td> <td>・基準雇用者数が5人以上 ・基準雇用者割合が10%以上であることの証明がされ</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td colspan="2">給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度で、一定の事業を行う 基準雇用者数×20万円 法人税額×20%を限度</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">法人税額×10%を限度</td> </tr> </tbody> </table>		中小企業者等	左以外の法人	対象法人	青色申告法人で、当期・前期において離職者がいないことにつき証明がされた法人		適用要件	・基準雇用者数が2人以上 ・基準雇用者割合が10%以上であることの証明がされ	・基準雇用者数が5人以上 ・基準雇用者割合が10%以上であることの証明がされ	控除額	給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度で、一定の事業を行う 基準雇用者数×20万円 法人税額×20%を限度			法人税額×10%を限度		なし
	中小企業者等	左以外の法人																	
対象法人	青色申告法人で、当期・前期において離職者がいないことにつき証明がされた法人																		
適用要件	・基準雇用者数が2人以上 ・基準雇用者割合が10%以上であることの証明がされ	・基準雇用者数が5人以上 ・基準雇用者割合が10%以上であることの証明がされ																	
控除額	給与等支給額が比較給与等支給額以上である事業年度で、一定の事業を行う 基準雇用者数×20万円 法人税額×20%を限度																		
	法人税額×10%を限度																		

### 4. 消費税関係の改正事項

税目	項目	有利不利	改正後	改正前	改正時期
消費税関係	免税事業者の要件の見直し	不利	前々事業年度(前々年)における課税売上高が1,000万円以下である事業者のうち、前事業年度(前年)の上半期における課税期間が1,000万円を超える場合には、免税事業者に該当しない。	前々事業年度(前々年)における課税売上高が1,000万円以下である事業者は、免税事業者に該当する。	平成25年1月1日以後開始の事業年度(年)
	仕入税額控除の適正化	不利	課税売上高が5億円超である課税期間については、課税売上割合が95%以上であっても全額仕入税額控除をすることはできず、個別対応方式か一括比例配分方式により計算する。	課税売上割合が95%以上である課税期間については、全額仕入税額控除することができる。	平成24年4月1日以後に開始する課税期間